

愛知県知事解職請求に係る不正署名問題の事実解明についての決議

このたびの愛知県知事解職請求において、県内市区町村の選挙管理委員会に仮提出された署名簿に多数の不正署名が存在することが明らかとなった。

愛知県選挙管理委員会へは、偽造が疑われる署名があるとの情報が寄せられ、また、個人情報の開示請求により、複数の公職者の氏名が無断で署名簿に記載されていたことも判明した。愛知県選挙管理委員会は、全署名を調査すると令和2年12月21日に発表し、令和3年2月1日には調査結果を公表した。提出された署名の83.2%が無効であることが判明し、愛知県選挙管理委員会は、同月15日、地方自治法違反容疑で愛知県警に告発状を提出した。また、最近ではアルバイトによる名簿書き写しの不正を疑わせる報道もなされている。

愛知県選挙管理委員会が実施した署名簿に係る調査の取りまとめによると、同一人が記載したと疑われる署名や選挙人名簿に登録されていない者の署名などであることから、有効と認められないとされており、組織的な不正が行われたのではないかとの声も上がり、現在、捜査機関において調査中である。

このような中、本市議会においては、山田豪議員、伊藤直議員の両議員が公職者の要職に在りながら愛知県知事解職請求のリコール署名運動に解職請求代表者として関わった事実があり、本市議会としても一刻も早い不正に対する全容解明を強く願うものである。

一定数を超える住民の署名により、選挙で選ばれた地方公共団体の議員や長の解職等を求める直接請求は、間接民主制を補完する重要な制度であり、不正な署名が行われていたとすれば、民意の反映といった民主主義に対する重大な挑戦であり、その根幹を揺るがすことにつながりかねず、断じて看過することはできない。

よって、本市議会は、民主主義を守るため、愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について、関係機関の綿密な連携・協力により、事実解明されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年3月2日

愛知県常滑市議会